【例】令和7年6月1日に母子健康手帳を発行し、令和8年4月1日に出産した世帯

※助成金上限額30万円の場合

レシート①

〇〇〇店
令和8年3月1日

おしりふき	¥1,000
おむつ3点	¥12,000
ベビー服20点	¥50,000
粉ミルク5点	¥20,000
小計	¥83,000
合計	¥83,000

レシート②

〇〇〇店
令和8年4月10日

ベビー服	¥6,000
おしりふき	¥1,000
ベビーカー	¥35,000
ベビーベッド	¥30,000
小計	¥72,000
外税10%対象額	¥72,000
10%外税額	¥7,200
合計	¥79,200

レシート③

〇〇〇店
令和7年12月1日

洗濯機	¥110,000
小計	¥110,000
合計	¥110,000

レシート④

〇〇〇店
令和8年4月20日

バウンサー	¥17,000
ベビーゲート	¥10,000
小計	¥27,000
外税10%対象額	¥27,000
10%外税額	¥2,700
合計	¥29,700

《全額償還払いの場合》

全てのレシートが対象となります。

83,000円＋79,200円＋110,000円＋29,700円＝301,900円
（レシート①）　（レシート②）　（レシート③）　（レシート④）

⇒300,000円
（助成金額）

《定額10万円＋償還払いの場合》

レシート①は対象外となります。
※出生日以前に購入した育児消耗品は対象外

79,200円＋110,000円＋29,700円＋100,000円＝318,900円
（レシート②）　（レシート③）　（レシート④）　（定額10万円）

⇒300,000円
（助成金額）